

リフォーム融資（耐震改修工事）

耐震リフォームに融資

概要

耐震改修を行う場合、（独）住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用することができます。融資額は1,000万円です。満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例」を利用することができます。

これだけ
お得です!!

融資限度額

高齢者向け返済特例を利用される方

次の(1)または(2)のいずれか低い額

(1)1,000万円(10万円以上、10万円単位)

※住宅部分の工事費が上限

(2)保証機関が保証する限度額

高齢者向け返済特例を利用されない方

1,000万円(100万円以上、10万円単位)

このような方が利用できます

次の4項目のすべてを満たし、「耐震改修工事」または「耐震補強工事」を行う方

高齢者向け融資特例を利用される方

- 自分が居住する住宅をリフォームされる方
- 申込み日現在の年齢が満60歳以上の方
- 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合が、年収400万円未満の方は30%、年収400万円以上の方は35%以下の方
- 日本国籍の方、永住許可等を受けている外国人の方

高齢者返済特例を利用されない方

- 住宅に耐震改修工事または耐震補強工事を行う方
※自らが居住する住宅のほか、親族が居住する住宅、セカンドハウス、空家、第三者に賃貸する住宅等にも利用できます。
- 申込み日現在の年齢が満79歳未満の方
- 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合が、年収400万円未満の方は30%、年収400万円以上の方は35%以下の方
- 日本国籍の方、永住許可等を受けている外国人の方

このような工事が対象です

住宅金融支援機構の定める耐震性に関する基準等に適合するための工事

- (1) 建物の形・壁の配置などに関して、基準に適合するための工事
- (2) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」などの耐震診断の結果に基づき、現行建築基準法相当の水準まで耐震性を向上させる工事
- (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」により地震に対する安全性が確認できた住宅の耐震性を更に向上させ、リフォーム工事前の住宅のバランスを低下させない工事
- (4) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」により住宅の耐震性を向上させ、リフォーム工事前の住宅のバランスを低下させない工事で、地方公共団体の耐震改修に関する助成を受ける工事
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準の耐震等級を向上させる工事

このような住宅が対象です

次の2項目に当てはまる住宅

- 工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）
- 次のいずれかの方が所有または共有している住宅
 - ①申込み本人
 - ②申込み本人の配偶者（内縁関係にある者、婚約者を含む）
 - ③申込み本人の親族（配偶者を除く）

制度の
詳細

独立行政法人住宅金融支援機構

<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html>

